

厚生労働省ホームページに掲載している「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」及び「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」には、以下の修正点を反映済

資料の一部訂正について

○ 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について（修正箇所は赤色の点線囲み部分）

P12 【就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）】定員21人以上40人以下の場合

訂正後		訂正前	
(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位	(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位	(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	637単位	(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	618単位	(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	619単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	596単位	(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	596単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	580単位	(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	580単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	563単位	(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	563単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	557単位	(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	557単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	544単位	(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	544単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	528単位	(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	528単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

P14 【就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）】定員81人以上の場合

訂正後		訂正前	
(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	594単位	(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	594単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	577単位	(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	577単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	568単位	(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	551単位	(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	552単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	533単位	(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	533単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	518単位	(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	518単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	503単位	(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	503単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	498単位	(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	498単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	485単位	(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	485単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	471単位	(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	471単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

○ 障害福祉サービス費等の報酬算定構造（修正箇所は緑色マーカ一部分）

P12 施設入所支援サービス費

訂正後		訂正前	
基本部分		基本部分	
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき + 所定単位×186/1,000)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき + 所定単位×186/1,000)	
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1月につき + 所定単位×193/1,000)	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1月につき + 所定単位×193/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき + 所定単位×0/1,000)	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき + 所定単位×0/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1月につき + 所定単位×0/1,000)	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1月につき + 所定単位×0/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき + 所定単位×165/1,000)	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき + 所定単位×165/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき + 所定単位×142/1,000)	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき + 所定単位×142/1,000)	

P25 就労継続支援B型サービス費

訂正後			訂正前		
基本部分			基本部分		
□ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (7.5.1)	(2) 定員21人以上40人以下	《R02改定対象外》(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (666単位)	(2) 定員21人以上40人以下	《R02改定対象外》(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (666単位)	
		《R02改定対象外》(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (637単位)		《R02改定対象外》(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (637単位)	
		《R02改定対象外》(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (596単位)		《R02改定対象外》(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (596単位)	
		《R02改定対象外》(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (580単位)		《R02改定対象外》(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (580単位)	
		《R02改定対象外》(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (557単位)		《R02改定対象外》(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (557単位)	
		《R02改定対象外》(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (544単位)		《R02改定対象外》(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (544単位)	
		《七》 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (520単位)		《七》 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (520単位)	
		《八》 平均工賃月額が1万円未満の場合 (478単位)		《八》 平均工賃月額が1万円未満の場合 (478単位)	
		《R02改定対象》(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 (666単位)		《R02改定対象》(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 (666単位)	
		《R02改定対象》(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 (647単位)		《R02改定対象》(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 (647単位)	
		《R02改定対象》(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 (637単位)		《R02改定対象》(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 (637単位)	
		《R02改定対象》(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 (618単位)		《R02改定対象》(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 (618単位)	
		《R02改定対象》(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 (596単位)		《R02改定対象》(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 (596単位)	
		《R02改定対象》(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合 (580単位)		《R02改定対象》(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合 (580単位)	
		《R02改定対象》(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合 (580単位)		《R02改定対象》(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合 (580単位)	
		《R02改定対象》(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 (563単位)		《R02改定対象》(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 (563単位)	
		《R02改定対象》(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 (557単位)		《R02改定対象》(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 (557単位)	
		《R02改定対象》(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合 (544単位)		《R02改定対象》(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合 (544単位)	
		《R02改定対象》(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合 (544単位)		《R02改定対象》(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合 (544単位)	
		《R02改定対象》(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 (528単位)		《R02改定対象》(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 (528単位)	

P26 就労継続支援B型サービス費

訂正後			訂正前		
基本部分			基本部分		
□ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (7.5.1)	(5) 定員81人以上	<R改定対象外>(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (594単位)	<R改定対象外>(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (594単位)		
		<R改定対象外>(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (568単位)	<R改定対象外>(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 (568単位)		
		<R改定対象外>(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (533単位)	<R改定対象外>(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (533単位)		
		<R改定対象外>(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (518単位)	<R改定対象外>(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (518単位)		
		<R改定対象外>(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (498単位)	<R改定対象外>(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (498単位)		
		<R改定対象外>(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (485単位)	<R改定対象外>(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (485単位)		
		<七> 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (463単位)	<七> 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (463単位)		
		<八> 平均工賃月額が1万円未満の場合 (425単位)	<八> 平均工賃月額が1万円未満の場合 (425単位)		
		<R改定対象>(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 (594単位)	<R改定対象>(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 (594単位)		
		<R改定対象>(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 (577単位)	<R改定対象>(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 (577単位)		
		<R改定対象>(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 (568単位)	<R改定対象>(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 (568単位)		
		<R改定対象>(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 (551単位)	<R改定対象>(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 (552単位)		
		<R改定対象>(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 (533単位)	<R改定対象>(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 (533単位)		
		<R改定対象>(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合 (518単位)	<R改定対象>(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合 (518単位)		
		<R改定対象>(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合 (518単位)	<R改定対象>(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合 (518単位)		
		<R改定対象>(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 (503単位)	<R改定対象>(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 (503単位)		
		<R改定対象>(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 (498単位)	<R改定対象>(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 (498単位)		
		<R改定対象>(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合 (485単位)	<R改定対象>(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合 (485単位)		
		<R改定対象>(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合 (485単位)	<R改定対象>(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合 (485単位)		
		<R改定対象>(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 (471単位)	<R改定対象>(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 (471単位)		